資 料　2

市町村等の長からの審議依頼書（写）

（別記様式１）

郡 建 工 第 １－１ 号
平成２０年　４月　１日

岐阜県知事　　古　田　　肇　様

郡上市長　　裕　　孝

岐阜県事業評価監視委員会への審議依頼について

本市（町村等）が実施しております下記事業の再評価において、再評価結果に基づく対応方針の決定にあたり、第三者の意見を求める必要がありますので、岐阜県事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）設置要綱第８条並びに委員会運営要領第４の１の規定により、関係資料を添えて委員会での審議を依頼いたします。

記

１　審議対象事業
・事業名　森林居住環境整備事業
・河川・路線名等　林道　アツラ　線
・工区名
・再評価の要件　再評価後、５年を経過した時点で継続中の事業

２　本市（町村等）で事業評価監視委員会を設置できない理由

県事業評価監視委員会に審議を依頼することが合理的であるため

３　県の事業担当課名

林政部　森林整備課

（別記様式１）

飛建第　　１　　号
平成20年 4月 1日

岐阜県知事　　古　田　　肇　様

飛騨市長　　井上　久則

岐阜県事業評価監視委員会への審議依頼について

本市（町村等）が実施しております下記事業の再評価において、再評価結果に基づく対応方針の決定にあたり、第三者の意見を求める必要がありますので、岐阜県事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）設置要綱第８条並びに委員会運営要領第４の１の規定により、関係資料を添えて委員会での審議を依頼いたします。

記

１　審議対象事業
・事　　業　　名　　森林環境保全整備事業
・河川・路線名等　　林道　森安～万波線
・工　　区　　名
・再評価の要件　　再評価後、５年を経過した時点で継続中の事業

２　本市（町村等）で事業評価監視委員会を設置できない理由
市単独で委員を選任し、監視委員会を設置することが困難であるため

３　県の事業担当課名
森林整備課

（別記様式１）

治１９第２６２号
平成２０年３月２７日

岐阜県知事　　古　田　　肇　様

大垣市長　　小　川　　敏

岐阜県事業評価監視委員会への審議依頼について

本市が実施しております下記事業の再評価において、再評価結果に基づく対応方針の決定にあたり、第三者の意見を求める必要がありますので、岐阜県事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）設置要綱第８条並びに委員会運営要領第４の１の規定により、関係資料を添えて委員会での審議を依頼いたします。

記

１　審議対象事業
・事　　業　　名：総合流域防災事業
・河川・路線名等：準用河川　江西川
・工　　区　　名：大垣市大外羽ほか７地内
・再評価の要件：事業開始後から１０年が経過し継続中のもの

２　本市（町村等）で事業評価監視委員会を設置できない理由
・大垣市では、河川事業に精通した学識経験者の選任が困難であり、再評価を必要とする他の同種の事業もなく、委員会設置ができないため。

３　県の事業担当課名
・県土整備部河川課

岐阜市建区第１９６号
平成２０年３月２８日

岐阜県知事　　古　田　　肇　様

岐阜市長　細　江　茂　光

岐阜県事業評価監視委員会への審議依頼書の進達について

標記について、岐阜市正木西部土地区画整理組合から別紙のとおり岐阜県知事あて審議依頼書の提出がありましたので進達します。

（別記様式１）

岐正西区第１３９号
平成２０年３月２８日

岐阜県知事　　古　田　　肇　様

岐阜市正木西部土地区画整理組合
理事長　　山　田　三　郎

岐阜県事業評価監視委員会への審議依頼について

当組合が実施しております下記事業の再評価において、再評価結果に基づく対応方針の決定にあたり、第三者の意見を求める必要がありますので、岐阜県事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）設置要綱第８条並びに委員会運営要領第４の１の規定により、関係資料を添えて委員会での審議を依頼いたします。

記

１　審議対象事業
・事業名　　土地区画整理事業　緊急地方道路整備事業
・地区名　　正木西部地区
・再評価の要件　　事業採択後１０年間を経過した時点で継続中の事業

２　事業評価監視委員会を設置できない理由
当組合及び事業認可権者である岐阜市では土地区画整理事業に精通した学識経験者の選任が困難であるうえ、再評価を必要とする他の同種の事業も無いことから、委員会設置ができないため。

３　県の事業担当課名
都市建築部街路公園課

（別記様式１）

２０基駅第　　１　　号
平成２０年　４月　１日

岐阜県知事　　古　田　　肇　様

高山市長　　土　野　　守　印

岐阜県事業評価監視委員会への審議依頼について

本市が実施しております下記事業の再評価において、再評価結果に基づく対応方針の決定にあたり、第三者の意見を求める必要がありますので、岐阜県事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）設置要綱第８条並びに委員会運営要領第４の１の規定により、関係資料を添えて委員会での審議を依頼いたします。

記

１　審議対象事業

・事業名　　土地区画整理事業　地方道路整備臨時交付金事業
・地区名　　高山駅周辺地区
・再評価の要件　　事業採択後１０年間を経過した時点で継続中の事業

２　本市（町村等）で事業評価監視委員会を設置できない理由

・高山市では土地区画整理事業に精通した学識経験者の選任が困難であるうえ、再評価を必要とする他の同種の事業も無いことから、委員会設置ができないため

３　県の事業担当課名

・都市建築部 街路公園課

（別記様式１）

都整第　８７号
平成２０年　３月２７日

岐阜県知事　　古　田　　肇　様

可児市長　　山田　豊

岐阜県事業評価監視委員会への審議依頼について

本市が実施しております下記事業の再評価において、再評価結果に基づく対応方針の決定にあたり、第三者の意見を求める必要がありますので、岐阜県事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）設置要綱第８条並びに委員会運営要領第４の１の規定により、関係資料を添えて委員会での審議を依頼いたします。

記

１　審議対象事業
・事業名　　土地区画整理事業　緊急地方道路整備事業
・地区名　　可児駅東地区
・再評価の要件　　事業採択後１０年を経過した時点で継続中の事業

２　本市で事業評価監視委員会を設置できない理由
当市では区画整理事業に精通した学識経験者の選任が困難であるうえ、再評価を必要とする他の同種の事業も無いことから、委員会設置ができないため。

３　県の事業担当課名
都市建築部街路公園課

（別記様式１）

岐阜市基建第２８３号
平成２０年　４月　４日

岐阜県知事　　古　田　　肇　様

岐阜市長　　細　江　　茂　光

岐阜県事業評価監視委員会への審議依頼について

本市が実施しております下記事業の再評価において、再評価結果に基づく対応方針の決定にあたり、第三者の意見を求める必要がありますので、岐阜県事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）設置要綱第８条並びに委員会運営要領第４の１の規定により、関係資料を添えて委員会での審議を依頼いたします。

記

１　審議対象事業
・事業名　　地方道路整備臨時交付金事業
・路線名　　都市計画道路金町那加岩地線
・工区名　　北一色工区
・再評価の要件　　事業採択後１０年間を経過した時点で継続中の事業

２　当市で事業評価監視委員会を設置できない理由
岐阜市では街路事業に精通した学識経験者の選任が困難であるうえ、再評価を必要とする他の同種の事業も無いことから、委員会設置ができないため。

３　県の事業担当課名
都市建築部街路公園課

（別記様式１）

垂建第　　１　号
平成２０年　４月　２日

岐阜県知事　　古　田　　肇　様

垂井町長　　中　川　満　也　印

岐阜県事業評価監視委員会への審議依頼について

本町が実施しております下記事業の再評価において、再評価結果に基づく対応方針の決定にあたり、第三者の意見を求める必要がありますので、岐阜県事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）設置要綱第８条並びに委員会運営要領第４の１の規定により、関係資料を添えて委員会での審議を依頼いたします。

記

１　審議対象事業
・事　業　名　　都市公園整備事業
・公　園　名　　朝倉公園
・再評価の要件　　再評価後５年を経過し継続中

２　本町で事業評価監視委員会を設置できない理由
本町では、町主体の事業の執行が少なく、また事業に精通した学識経験者の選任が困難であるため、町独自で事業評価監視委員会の設置が困難であるので、岐阜県事業評価監視委員会へ審議を依頼したい。

３　県の事業担当課名

都市建築部　街路公園課

（別記様式１）

岐阜市水政第 ４ 号
平成２０年４月２日

岐阜県知事　　古　田　　肇　様

岐阜市長　　細　江　　茂　光

岐阜県事業評価監視委員会への審議依頼について

当市が実施しております下記事業の再評価において、再評価結果に基づく対応方針の決定にあたり、第三者の意見を求める必要がありますので、岐阜県事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）設置要綱第８条並びに委員会運営要領第４の１の規定により、関係資料を添えて委員会での審議を依頼いたします。

記

１　審議対象事業

・事業名　　岐阜市公共下水道事業
・処理区名　　木曽川右岸処理区、中部処理区、北部処理区、南部処理区
・排水区名　　中部排水区、北部排水区、南部排水区、木曽川右岸排水区
・再評価の要件　　再評価後１０年間を経過した時点で継続中の事業

２　当市で事業評価監視委員会を設置できない理由

流域関連の公共下水道事業は、流域下水道事業と一体的に都道府県が実施主体となって評価を行うことと定められており、本市において当該事業の委員会を設置して審議することが適当でないことに加え、その他の事業についても、通常当市では評価の対象となる事業がほとんどなく、公共下水道事業に精通した学識経験者をはじめ多種多方面から委員を選任して委員会を設置することが困難であるため。

３　県の事業担当課名

都市建築部下水道課

（別記様式１）

１９第５５８号-2
平成２０年３月２６日

岐阜県知事　　古　田　　肇　様

各務原市長　　森　　真

岐阜県事業評価監視委員会への審議依頼について

本市が実施しております下記事業の再評価において、再評価結果に基づく対応方針の決定にあたり、第三者の意見を求める必要がありますので、岐阜県事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）設置要綱第８条並びに委員会運営要領第４の１の規定により、関係資料を添えて委員会での審議を依頼いたします。

記

１　審議対象事業
・事業名　　公共下水道事業
・処理区名　　木曽川右岸処理区
・再評価の要件　再評価後１０年目を迎える事業

２　本市で事業評価監視委員会を設置できない理由
本市における事業再評価対象事業が少ないため。
また、本市の下水道事業は流域関連公共下水道であり、岐阜県の流域下水道事業と密接な関係にあるので、流域関連の他の市町村と調整を図るためにも公共下水道の再評価を岐阜県事業評価監視委員会に審議依頼するものである。

３　県の事業担当課名
都市建築部下水道課

（別記様式１）

笠　水　第　９６　号
平成２０年　３月２６日

岐阜県知事　　古　田　　肇　様

笠松町長　　広　江　　正　明　印

岐阜県事業評価監視委員会への審議依頼について

本町が実施しております下記事業の再評価において、再評価結果に基づく対応方針の決定にあたり、第三者の意見を求める必要がありますので、岐阜県事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）設置要綱第８条並びに委員会運営要領第４の１の規定により、関係資料を添えて委員会での審議を依頼いたします。

記

１　審議対象事業
・事業名　　木曽川右岸流域関連公共下水道事業
・処理区名　　（笠松処理区）　木曽川右岸処理区
・　再評価の要件　再評価後１０年目を迎える事業

２　本町で事業評価監視委員会を設置できない理由
流域関連であるため

３　県の事業担当課名
都市建築部下水道課

（別記様式１）

岐南第　　３１　　号
平成２０年　４月　３日

岐阜県知事　　古　田　　肇　様

岐南町長　　片桐　博彰　印

岐阜県事業評価監視委員会への審議依頼について

本市（町村等）が実施しております下記事業の再評価において、再評価結果に基づく対応方針の決定にあたり、第三者の意見を求める必要がありますので、岐阜県事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）設置要綱第８条並びに委員会運営要領第４の１の規定により、関係資料を添えて委員会での審議を依頼いたします。

記

１　審議対象事業
・事業名　　岐南町流域関連公共下水道事業
・処理区名　　（岐南町処理区）木曽川右岸処理区
・再評価の要件　~~事業採択後10年間を経過した時点で継続中の事業or~~再評価後１０年目を迎える事業~~or事業主体の判断により前倒しで実施~~

２　本市（町村等）で事業評価監視委員会を設置できない理由
流域関連公共下水道として事業を行っている為。

３　県の事業担当課名
都市建築部下水道課

（別記様式１）

発下水第　　２　号
平成２０年４月３日

岐阜県知事　　古　田　　肇　様

美濃加茂市長　　渡辺　直

岐阜県事業評価監視委員会への審議依頼について

本市（町村等）が実施しております下記事業の再評価において、再評価結果に基づく対応方針の決定にあたり、第三者の意見を求める必要がありますので、岐阜県事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）設置要綱第８条並びに委員会運営要領第４の１の規定により、関係資料を添えて委員会での審議を依頼いたします。

記

１　審議対象事業
・事業名　　公共下水道事業
・処理区名　　木曽川右岸処理区
・再評価の要件　~~事業採択後10年間を経過した時点で継続中の事業or~~再評価後１０年目を迎える事業~~or事業主体の判断により前倒しで実施~~

２　本市（町村等）で事業評価監視委員会を設置できない理由
1. 流域関連公共事業であり岐阜県の事業と関連するため岐阜県事業評価監視委員会に依頼する。
2. 市に事業評価監視委員会がなく委員の召集や委員会の進行が困難である。

３　県の事業担当課名
都市建築部下水道課

（別記様式１）

御　下　第　　８８号
平成２０年３月２６日

岐阜県知事　　古　田　　肇　様

御嵩町長　　渡　辺　公　夫　印

岐阜県事業評価監視委員会への審議依頼について

本市（町村等）が実施しております下記事業の再評価において、再評価結果に基づく対応方針の決定にあたり、第三者の意見を求める必要がありますので、岐阜県事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）設置要綱第８条並びに委員会運営要領第４の１の規定により、関係資料を添えて委員会での審議を依頼いたします。

記

１　審議対象事業
・事業名　　公共下水道事業
・処理区名　　木曽川右岸処理区
・再評価の要件　事業主体の判断により前倒しで実施

２　本市（町村等）で事業評価監視委員会を設置できない理由
流域関連下水道として他市町と同基準での評価を頂きたい。
また、本町は事業が少なく事業評価監視委員会が設置してない。

３　県の事業担当課名
都市建築部下水道課

（別記様式１）

八　役　第３６２号
平成２０年　４月　１日

岐阜県知事　古　田　肇　様

八百津町長　赤　塚　新　吾

岐阜県事業評価監視委員会への審議依頼について

八百津町が実施しております下記事業の再評価において、再評価結果に基づく対応方針の決定にあたり、第三者の意見を求める必要がありますので、岐阜県事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）設置要綱第８条並びに委員会運営要領第４の１の規定により、関係資料を添えて委員会での審議を依頼いたします。

記

１　審議対象事業
・事業名　木曽川右岸流域下水道関連八百津町公共下水道事業
・処理区名　木曽川右岸処理区
・再評価の要件　事業主体の判断により前倒しで実施

２　八百津町で事業評価監視委員会を設置できない理由

本町では、公共下水道事業に精通した学識経験者の専任が困難であり、再評価を必要とされる他事業もなく、委員会の設置ができない。

３　県の事業担当課名
都市建築部下水道課

（別記様式１）

川水第　６４８　号
平成２０年３月２７日

岐阜県知事　　古　田　　肇　様

川辺町長　佐　藤　光　宏

岐阜県事業評価監視委員会への審議依頼について

本町が実施しております下記事業の再評価において、再評価結果に基づく対応方針の決定にあたり、第三者の意見を求める必要がありますので、岐阜県事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）設置要綱第８条並びに委員会運営要領第４の１の規定により、関係資料を添えて委員会での審議を依頼いたします。

記

１　審議対象事業
・事業名　　木曽川右岸流域下水道関連川辺町公共下水道事業
・処理区名　　木曽川右岸処理区
・再評価の要件　流域下水道事業にあわせ前倒しで実施

２　本町で事業評価監視委員会を設置できない理由
・下水道事業に精通した学識経験者の専任が困難であり、再評価を必要とする他事業も無いため委員会の設置ができない。

３　県の事業担当課名
都市建築部下水道課

（別記様式１）

加坂水　第　　３　　号
平成２０年　４月　１日

岐阜県知事　　古　田　　肇　様

坂祝町長　　南山　宗之

岐阜県事業評価監視委員会への審議依頼について

当町が実施しております下記事業の再評価において、再評価結果に基づく対応方針の決定にあたり、第三者の意見を求める必要がありますので、岐阜県事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）設置要綱第８条並びに委員会運営要領第４の１の規定により、関係資料を添えて委員会での審議を依頼いたします。

記

１　審議対象事業
・事業名　　公共下水道事業
・処理区名　　木曽川右岸処理区
・再評価の要件　再評価後１０年目を迎える事業

２　本町で事業評価監視委員会を設置できない理由
再評価の実施を必要とする事業が下水道事業一件のみであり、評価をするにあたっても１０年に１回であるため、評価監視委員会の運営及び有識者の選任が困難であるため。

３　県の事業担当課名
都市建築部下水道課

下水第２４８号
平成２０年3月３１日

岐阜県知事　　古　田　　肇　様

可児市長　　山田　　豊

岐阜県事業評価監視委員会への審議依頼について

本市が実施しております下記事業の再評価において、再評価結果に基づく対応方針の決定にあたり、第三者の意見を求める必要がありますので、岐阜県事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）設置要綱第８条並びに委員会運営要領第４の１の規定により、関係資料を添えて委員会での審議を依頼いたします。

記

１　審議対象事業
・事業名　　公共下水道事業
・処理区名　　木曽川右岸処理区
・再評価の要件　再評価後１０年目を迎える事業

２　本市で事業評価監視委員会を設置できない理由
第三者（有識者）の選任が困難であるため

３　県の事業担当課名
都市建築部下水道課

２０下道第１０号
平成２０年　４月　１日

岐阜県知事　　古　田　　肇　様

大垣市長　　小川　敏

岐阜県事業評価監視委員会への審議依頼について

本市（町村等）が実施しております下記事業の再評価において、再評価結果に基づく対応方針の決定にあたり、第三者の意見を求める必要がありますので、岐阜県事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）設置要綱第８条並びに委員会運営要領第４の１の規定により、関係資料を添えて委員会での審議を依頼いたします。

記

１　審議対象事業

・事業名　　公共下水道事業
・処理区名　　大垣処理区
・再評価の要件　再評価後１０年目を迎える事業

・事業名　　公共下水道事業（雨水）
・処理区名　　（大垣処理区）　大垣排水区
・再評価の要件　再評価後１０年目を迎える事業

・事業名　　公共下水道事業
・処理区名　　墨俣処理区
・再評価の要件　事業採択後10年間を経過した時点で継続中の事業

２　本市（町村等）で事業評価監視委員会を設置できない理由
他事業との調整ができていないため

３　県の事業担当課名
都市建築部下水道課

（別記様式１）

２０水下第　１号
平成２０年　４月　１日

岐阜県知事　　古　田　　肇　様

高山市長　　土野　守

岐阜県事業評価監視委員会への審議依頼について

本市が実施しております下記事業の再評価において、再評価結果に基づく対応方針の決定にあたり、第三者の意見を求める必要がありますので、岐阜県事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）設置要綱第８条並びに委員会運営要領第４の１の規定により、関係資料を添えて委員会での審議を依頼いたします。

記

１　審議対象事業
・事業名　　公共下水道事業
・処理区名　　宮川処理区
・再評価の要件　再評価後１０年目を迎える事業

２　本市で事業評価監視委員会を設置できない理由
評価の実施に当たり、第三者の意見を求める諮問機関として、学識経験者から構成される委員会の設置が、高山市単独では困難であるため。

３　県の事業担当課名
都市建築部下水道課

（別記様式１）

下水第21726号
平成20年3月31日

岐阜県知事　古田　肇　様

恵那市長　可知義明　印

岐阜県事業評価監視委員会への審議依頼について

本市が実施しております下記事業の再評価において、再評価結果に基づく対応方針の決定にあたり、第三者の意見を求める必要がありますので、岐阜県事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）設置要綱第８条並びに委員会運営要領第４の１の規定により、関係資料を添えて委員会での審議を依頼いたします。

記

1　審議対象事業
・事業名　公共下水道事業
・処理区名　奥戸処理区
・再評価の要件　再評価後１０年目を迎える事業

2　本市で事業評価監視委員会を設置できない理由
・本市では、下水道事業に精通した学識経験者の選任が困難であり、再評価を必要とされる他事業もなく、委員会を設置できない。

3　県の事業担当課名
都市建築部下水道課

（別記様式１）

土下水第３０９６号
平成２０年　３月２７日

岐阜県知事　　古　田　　肇　様

土岐市長　　大野　信彦

岐阜県事業評価監視委員会への審議依頼について

本市（町村等）が実施しております下記事業の再評価において、再評価結果に基づく対応方針の決定にあたり、第三者の意見を求める必要がありますので、岐阜県事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）設置要綱第８条並びに委員会運営要領第４の１の規定により、関係資料を添えて委員会での審議を依頼いたします。

記

１　審議対象事業
・事業名　　公共下水道事業
・処理区名　　土岐処理区
・再評価の要件　再評価後１０年目を迎える事業

２　本市で事業評価監視委員会を設置できない理由
委員会において学識経験者を選任することが難しく、また公共下水道のほかに再評価を受ける事業がないため。

３　県の事業担当課名
都市建築部下水道課

（別記様式１）

事業第　６７　号
平成２０年　３月２８日

岐阜県知事　　古　田　　肇　様

下呂市長　　山田　　良司

岐阜県事業評価監視委員会への審議依頼について

本市（町村等）が実施しております下記事業の再評価において、再評価結果に基づく対応方針の決定にあたり、第三者の意見を求める必要がありますので、岐阜県事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）設置要綱第８条並びに委員会運営要領第４の１の規定により、関係資料を添えて委員会での審議を依頼いたします。

記

１　審議対象事業
・事業名　　公共下水道事業
・処理区名　　萩原処理区
・再評価の要件　事業採択後10年間を経過し事業実施中

２　本市（町村等）で事業評価監視委員会を設置できない理由
下呂市では、下水道事業に精通した学識経験者の選任が困難であり、再評価が必要とされる他事業もなく委員会を設置できない。

３　県の事業担当課名
都市建築部下水道課